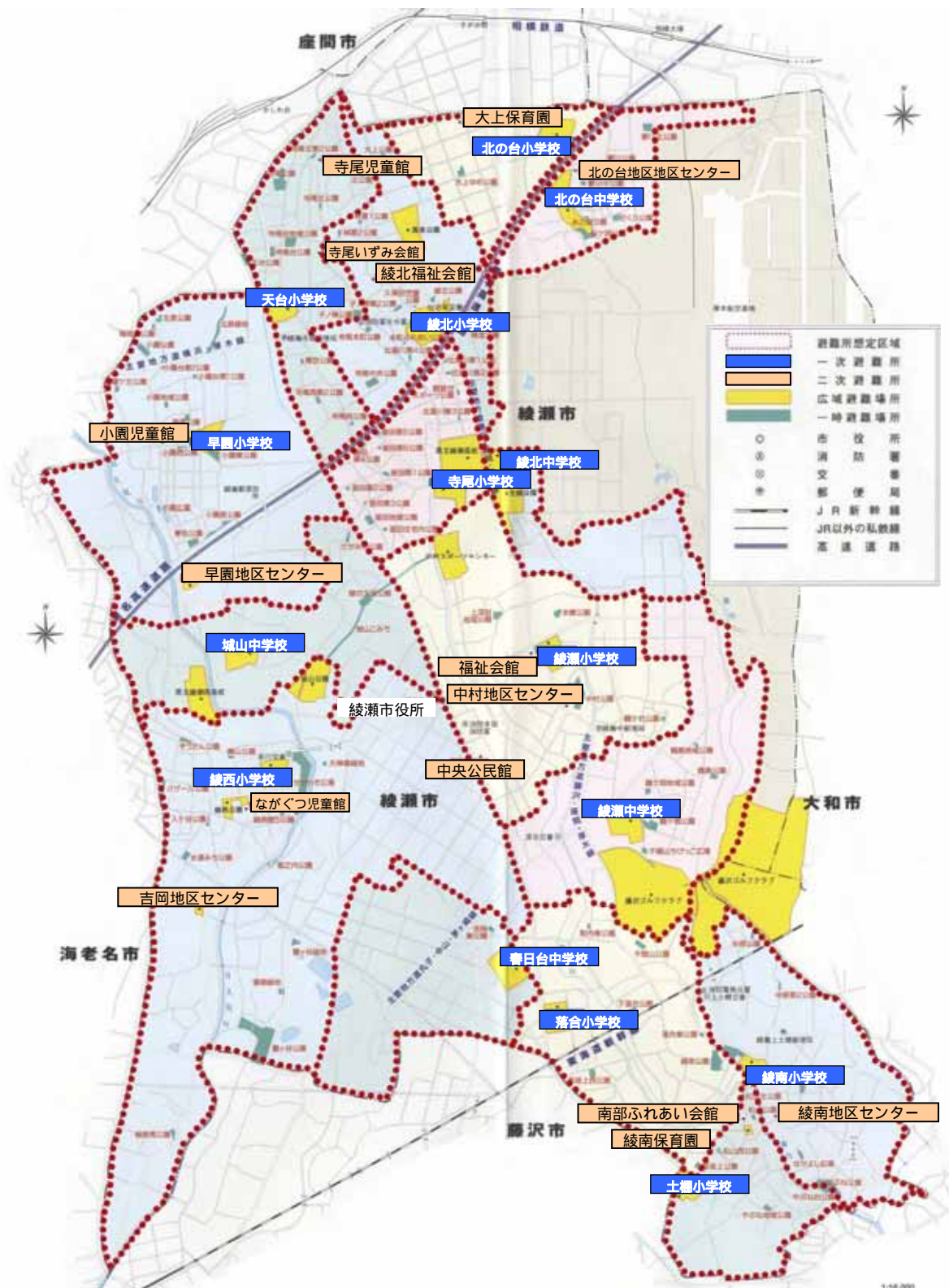


4 避難に関する資料

4 - 1 避難施設地図



資料編

4 避難に関する資料

2 避難所一覧

4 - 2 避難所一覧

平成19年4月1日現在

1 一次避難所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号	0467-78-0004
2	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号	0467-78-0024
3	綾北中学校	深谷5272番地	0467-78-8566
4	北の台小学校	深谷6280番地	0467-77-5807
5	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号	0467-77-8430
6	天台小学校	寺尾台一丁目3番1号	0467-78-5688
7	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号	0467-77-8401
8	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号	0467-78-0452
9	早園小学校	小園420番地	0467-78-8525
10	城山中学校	早川2230番地	0467-77-6134
11	綾西小学校	綾西一丁目2番1号	0467-78-2376
12	春日台中学校	吉岡393番地1	0467-76-8661
13	落合小学校	落台北三丁目10番1号	0467-77-6133
14	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号	0467-78-2840
15	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号	0467-77-2002

2 二次避難所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	福社会館	深谷中四丁目7番10号	0467-78-0806
2	中央公民館	深谷3838番地	0467-77-8181
3	中村地区センター	深谷中五丁目16番43号	0467-78-2760
4	大上保育園	大上六丁目14番5号	0467-77-0323
5	北の台地区センター	蓼川二丁目1番12号	0467-77-6132
6	綾北福社会館	寺尾中1丁目3番22号	0467-78-1735
7	寺尾児童館	寺尾北二丁目2番1号	0467-77-9993
8	寺尾いずみ会館	寺尾台三丁目6番25号	0467-79-1305
9	小園児童館	小園401番地1	0467-77-9994

資料編

4 避難に関する資料

2 避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
10	早園地区センター	早川2934番地	0467-78-1160
11	ながぐつ児童館	綾西二丁目11番14号	0467-77-9992
12	吉岡地区センター	吉岡2316番地	0467-78-2029
13	綾南地区センター	上土棚中一丁目10番11号	0467-77-5808
14	綾南保育園	上土棚南一丁目 4 番17号	0467-76-0030
15	南部ふれあい会館	上土棚南一丁目 5 番10号	0467-77-3020

資料編

4 避難に関する資料

3 広域避難場所一覧

4 - 3 広域避難場所一覧

平成19年4月1日現在

番号	名 称	所 在 地	避難有効面積(m ²)
1	藤沢ゴルフクラブ	深谷南七丁目2番1号	660,000
2	落合小学校	落合北三丁目10番1号	12,687
3	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号	30,675
4	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号	14,867
5	市民スポーツセンター	深谷4262番地	28,076
6	光綾公園	深谷5234番地	33,936
7	綾北中学校	深深谷5272番地	28,727
8	北の台小学校	深谷6280番地	13,833
9	風車公園	大上二丁目555番1	17,515
10	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号	22,014
11	天台小学校	寺尾台一丁目三番1号	17,484
12	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号	14,482
13	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号	20,367
14	県立綾瀬高校	寺尾南一丁目4番1号	32,207
15	早園小学校	小園420番地	19,048
16	城山公園	早川城山三丁目4番1号	64,710
17	県立綾瀬西高校	早川1485番地1	32,499
18	城山中学校	早川2230番地	21,229
19	早園地区センター	早川2934番地	1,929
20	春日台中学校	吉岡393番地1	24,885
21	吉岡地区センター	吉岡2316番地	2,481
22	綾西小学校	綾西一丁目2番1号	17,888
23	綾西公園	綾西二丁目1800番124	6,326
24	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号	11,558
25	綾南保育園	上土棚南一丁目4番17号	2,679
26	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号	15,440

資料編

4 避難に関する資料

4 一時避難場所一覧

4 - 4 一時避難場所一覧

平成19年4月1日現在

番号	名 称	所 在 地
1	綾南公園	落合南九丁目 339
2	落合東公園	落合南九丁目 607-2
3	長坂上公園	落合南四丁目 1-1
4	長坂上西公園	落合南二丁目 120-1
5	下落合公園	落合北四丁目 503-1
6	不聞山公園	落合北七丁目 1008-4
7	取内東公園	落合北六丁目 1396-21
8	上深谷地域公園	深谷 4562-1
9	本郷公園	深谷 4630-16
10	光綾公園	深谷 5234
11	中村公園	深谷中五丁目 3367-2
12	鶴ヶ台緑地	深谷中七丁目 2272-16
13	鶴ヶ台公園	深谷中七丁目 2272-22
14	鶴ヶ岡地域公園	深谷南三丁目 2206
15	鶴島緑地	深谷南四丁目 2357-3
16	鶴島地域公園	深谷南四丁目 2378
17	鶴島の森	深谷南四丁目 2410
18	鶴島公園	深谷南四丁目 2413-2
19	不聞山ちびっこ広場	深谷南二丁目 907
20	鶴ヶ岡公園	深谷南六丁目 2171
21	桃並公園	大上一丁目 5427-8
22	大上ゆめ公園	大上五丁目 258-1
23	大上公園	大上三丁目 500-1
24	綾北公園	大上二丁目 640-3
25	蓼川中公園	蓼川一丁目 1025-4
26	水之頭公園	蓼川一丁目 23-1
27	さくら公園	蓼川一丁目 26-1
28	桜ヶ岡公園	蓼川一丁目 906-7

資料編

4 避難に関する資料

4 一時避難場所一覧

番号	名称	所在地
29	蓼川北公園	蓼川三丁目 1489-2
30	蓼川公園	蓼川二丁目 1507-5
31	釜田地域公園	寺尾釜田一丁目 350-1
32	釜田住宅内公園	寺尾釜田一丁目 360-1
33	釜田第 6 公園	寺尾釜田三丁目 180-13
34	釜田第 4 公園	寺尾釜田三丁目 182-16
35	釜田第 5 公園	寺尾釜田三丁目 182-76
36	釜田第 1 公園	寺尾釜田三丁目 95-4
37	釜田第 2 公園	寺尾釜田二丁目 280-15
38	釜田第 3 公園	寺尾釜田二丁目 294-4
39	寺尾西公園	寺尾西一丁目 194-1
40	釜田緑地	寺尾西一丁目 73-2 先
41	青空公園	寺尾西三丁目 1122-5
42	寺尾西第 2 公園	寺尾西二丁目 1189-33
43	寺尾台地域公園	寺尾台三丁目 2011-2
44	寺尾緑地	寺尾台四丁目 1975-1
45	さがみの仲よし小道	寺尾台二丁目 2120-6 先
46	寺尾台公園	寺尾台二丁目 2133-24
47	天台公園	寺尾台二丁目 2140-5
48	久保田児童公園	寺尾中一丁目 1435-7
49	子ノ神第 2 公園	寺尾中一丁目 1451-2
50	林第 2 公園	寺尾中四丁目 1574-16
51	林第 1 公園	寺尾中四丁目 1579-32
52	子ノ神公園	寺尾中二丁目 1257-8
53	比留川第 3 公園	寺尾南三丁目 690-13
54	観音台スポーツ公園	寺尾南三丁目 696-40
55	比留川第 2 公園	寺尾南三丁目 717-2
56	比留川第 1 公園	寺尾南三丁目 725-7
57	寺尾公園	寺尾北一丁目 2255
58	北公園	寺尾北三丁目 1651-3
59	寺尾北公園	寺尾北四丁目 1724-7

資料編

4 避難に関する資料

4 一時避難場所一覧

番号	名 称	所 在 地
60	寺尾北第2公園	寺尾北二丁目 2344-9
61	寺尾中央公園	寺尾本町一丁目 204-3
62	本町ふれあい公園	寺尾本町三丁目 755-3
63	比留川第4公園	寺尾本町三丁目 771-34
64	寺尾本町公園	寺尾本町二丁目 1310-8
65	北原緑地	小園 1118-2
66	小園台第2公園	小園 1233-1
67	小園台第1公園	小園 1236-3
68	北原公園	小園 1293-8
69	紅葉ヶ丘公園	小園 1390-12
70	小園地域公園	小園 302-1
71	南原公園	小園 355-27
72	小園東公園	小園 545-11
73	小園広場	小園南一丁目 1-23
74	小園南公園	小園南一丁目 423-151
75	東名緑地	小園南一丁目 423-230
76	小園西公園	小園南二丁目 191-94
77	峰山公園	早川 1345-4
78	さがみの公園	早川 2605-23
79	東名公園	早川 2980-87
80	城山こみち	早川城山一丁目 18-1
81	城山公園	早川城山三丁目 4-1
82	嫁の久保公園	早川城山四丁目 4-1
83	堀之内公園	吉岡 1220-1
84	せせらぎ広場	吉岡 1332
85	天神森緑地	吉岡 1672-32
86	入ヶ谷公園	吉岡 1912-123
87	根恩馬公園	吉岡 2722-1
88	蟹ヶ谷緑地	吉岡 887-23
89	蟹ヶ谷緑道	吉岡 887-24
90	蟹ヶ谷公園	吉岡 905-10

資料編

4 避難に関する資料
4 一時避難場所一覧

番号	名 称	所 在 地
91	東根緑地	吉岡 919-2
92	吉岡東公園	吉岡東五丁目 387-39
93	ぞうさん公園	綾西五丁目 1502-89
94	水道みち公園	綾西三丁目 1912-120
95	綾西緑地	綾西四丁目 1824-190
96	バザール公園	綾西四丁目 1863-42
97	綾西第 5 公園	綾西二丁目 1772-30
98	綾西公園	綾西二丁目 1800-124
99	笹山緑地	上土棚中五丁目 2293-12
100	なかよし広場	上土棚中七丁目 927-12
101	もみじ公園	上土棚中二丁目 5-7
102	やぶね公園	上土棚中六丁目 2009-103
103	松山北公園	上土棚南一丁目 1323-10
104	松山公園	上土棚南一丁目 1351-4
105	松山西公園	上土棚南一丁目 1527-3
106	やぶね台公園	上土棚南三丁目 1959-10
107	やぶね地域公園	上土棚南四丁目 1889-2
108	中原第 2 公園	上土棚北四丁目 408-3
109	中原公園	上土棚北二丁目 324-54

資料編

4 避難に関する資料

5 市保有車両一覧

4 - 5 市保有車両一覧

平成19年4月1日現在

1 管財契約課

共用車	18台
専用車 (各課配置)	42台
大型バス・マイクロ	3台

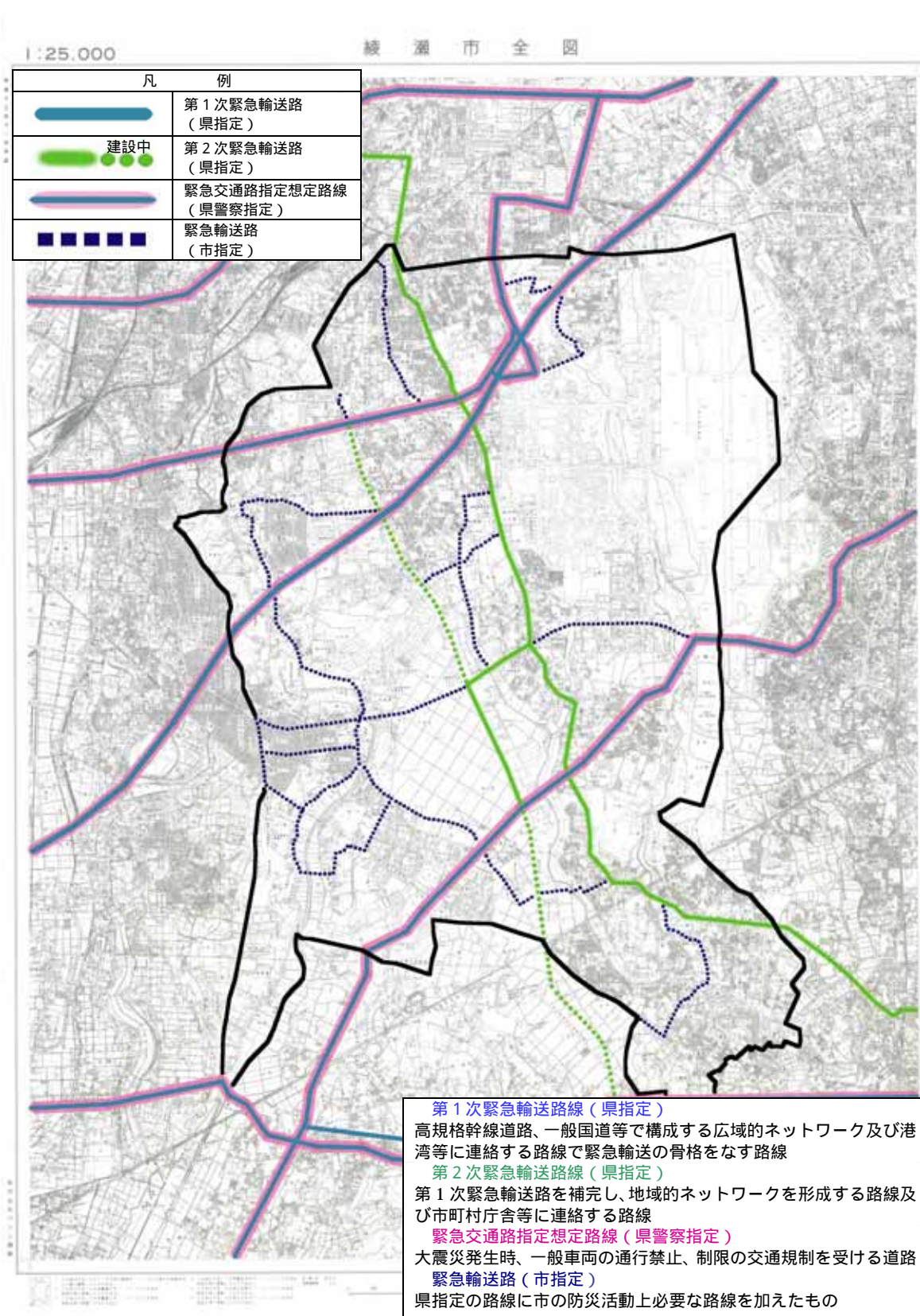
2 美化センター

塵芥収集車	20台
バキューム車	2台

3 道路管理課

4tダンプ車	1台
2tダンプ車	1台
クレーン付4t車	1台
清掃車	1台
グレーダー	1台
パトロール車	1台
ホイールローダー	1台
タイヤローラー	1台
ショベルドーザー	1台
軽トラック	1台

4 - 6 緊急輸送路線図



4 - 7 緊急輸送路一覧

1 県の指定による第1次・第2次緊急輸送道路

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 (東名高速)		市内全線
	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
	県道40号	横浜厚木	市内全線
	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道42号	藤沢座間厚木 (都計道：寺尾上土棚線)	県道40号交点～綾瀬市役所前交点
	県道42号	藤沢座間厚木 (都計道：寺尾上土棚線ほか)	県道45号交点～県道22号交点
	市道912号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道913号線交点～ 県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点
	市道913号線	(都計道：寺尾上土棚線)	県道42号[藤沢座間厚木]交点～ 市道912号線交点

資料編

4 避難に関する資料

7 緊急輸送路一覧

2 市の指定による緊急輸送道路

	路線名	区間
1	市道101号	全線
2	市道80号	市道95-1号～市道101号交点
3	市道95-1号	市道67号～市道80号交点
4	市道67号	市道1号～市道95-1号交点
5	市道1号	県道40号(横浜厚木)～市道67号交点
6	市道9号	市道138号～市道8号交点
7	市道8号	全線
8	市道208号	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号	綾瀬高校～市道10号交点
10	市道10号	市道694号～市道912号線交点
11	市道913-2号 (都計道：早川本蓼川線)	全線
12	市道913-3号 (都計道：早川本蓼川線)	全線
13	市道12号	県道42号～県道42号(都計道：寺尾上土棚線)交点
14	市道11号	全線
15	市道3号	市道11号～市道15号交点
16	市道911号 (都計道：早川本蓼川線)	全線
17	市道950号 (都計道：早川本蓼川線)	全線
18	県道406号	市道950号～横須賀水道道交点
19	市道980号	全線
20	横須賀水道道	県道406号～市道1010号交点
21	市道15号	市道3号～市道5号交点
22	市道5号	市道3号～市道1222号交点
23	市道1222号	市道5号交点～市道1258号交点
24	市道1258号	全線
25	市道20号	県道42号～市道22号交点
26	市道22号	市道20号～市道23号交点
27	市道23号	市道22号～土棚小学校前

4 - 8 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物管理室、
農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

資料編

4 避難に関する資料

8 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
- 3 緊急対処事態における動物の保護等
- 緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

4. 9 米軍施設・区域の周辺地域における
住民の避難について

閣副安危第300号
平成18年9月21日

関係都道府県国民保護主管部長 殿

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官（事態法制企画担当）
（公印省略）

米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

武力攻撃事態等での米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難については、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」において、「米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、（中略）国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。」こととされている。これを受け、国においては、関係省庁で検討を行うとともに、在日米国大使館及び在日米軍と調整を行ってきたところであるが、政府レベルでの協議で得られた協議結果は下記のとおりであるので通知する。

各都県が連絡・協議を行う個別の米軍との連絡窓口については、既に連絡し、各都県においては各米軍施設・区域と一定の調整や連絡を取って頂いているところであるが、今後、各都県においては、以下のとおりの米側との協議結果に基づき、これらの事項について、調整や意見交換を継続して頂くとともに、当該意見交換等の状況について政府に対し連絡頂きたい。さらに、各都県が米軍と協議を行う中で、国レベルでの調整が必要と考えられる事項が生じた場合には、適宜相談頂きたい。

また、本年度は、市町村国民保護計画の作成が本格化すると考えられることから、各都県においては、下記の事項に関し、関係市町村との間で説明及び調整を行うとともに、必要に応じ、今後行われる各都県と米軍施設・区域との協議への関係市町村の参加又は同行について各米軍施設・区域と調整頂きたい。

なお、日本政府から各都県に対して本通知を発出したこと及び本通知の内容を、

米側から各米軍施設・区域の担当者に伝えることについて、米側の了解を得ている。

記

1. 緊急時における米軍から地方公共団体への情報提供

- (1) 武力攻撃事態等においては、国民保護法第44条に基づき、国の対策本部長が警報を発令するなど、米軍施設・区域周辺の住民を含め、国民に必要な情報提供を行うほか、事態対処法第3条第5項に基づき、国は武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について明らかにすることとしている。
- (2) 一方、突発的な武力攻撃等により、これらの警報の発令又は情報提供を待たずに、現地レベルで得られる情報を活用することなどにより、直ちに市町村長又は都道府県知事が退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報の発令等を行うことが必要な場合がありうる。
- (3) 国からの避難措置の指示等がなされていない状況における、このような地方公共団体による国民保護措置については、米側においても、米軍施設・区域周辺の住民の安全確保の観点等からも有益であると考えており、今般、地方の米軍施設・区域と消防機関、警察機関等との間で平素から構築されている連絡体制を活用して、米軍施設・区域内において差し迫っている又は既に発生している危険又は災害が、当該米軍施設・区域周辺の住民又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある場合などに、情報提供を行うことが可能であることを、米側と確認した。各都県及び関係市町村においては、日米双方の情報連絡を行う担当者の確認を行うなど、必要な調整を行って頂きたい。
- (4) また、各都県及び関係市町村においては、(3)の米側から提供された情報を日本側の関係機関が共有できるよう、当該情報の連絡・共有体制についてあらかじめ調整頂きたい。

2. 米軍人・軍属の家族や米軍施設・区域内の駐留軍従業員等の避難誘導

- (1) 米軍施設・区域内の管理権は、日米地位協定に基づき、米国が有しており、武力攻撃事態等における米軍施設・区域内の米軍人・軍属の家族や駐留軍従業員等の安全確保については、米軍が実施することとなる。
- (2) 一方で、米側より、状況によっては米軍人・軍属の家族及び駐留軍従業員等が米軍施設・区域外に避難し、地方公共団体による国民保護措置の実施が必要とされることもありうる旨の説明を受けている。今後、地方レベルにおける協議において、米側から、このような要望があった場合には、避難が行われる場合に必要な調整を円滑に行うことができるよう、あらかじめ米軍施設・区域との必要な連絡体制の構築等について協議頂きたい。
- (3) また、武力攻撃事態等において、各都県の知事又は関係市町村長が緊急通報、

避難の指示などを行った場合には、これらの措置に係る情報は、米軍施設・区域において米軍が安全確保に関する措置を実施する際に有益であることから、各都県の知事又は関係市町村長は、緊急通報、避難の指示及び退避の指示の内容等安全の確保に資する情報について、適時に米軍施設・区域に連絡頂きたい。

3. 緊急時における米軍施設・区域への限定的かつ人道的な立入り

- (1) 武力攻撃事態等は、平時における災害とは全く異なった状況であることを理解することが必要であるが、このような事態等において、例えば、迅速な住民の避難や救援等を行う場合に、避難経路が武力攻撃災害等によって寸断され、他に方法がない場合や傷病者等の緊急搬送を行う必要がある場合には、米軍施設・区域に対する限定的かつ人道的な立入り（通行）が必要となる場合がある。
- (2) 緊急時における米軍施設・区域内への立入りの問題については、平成13年1月11日に合意された日米合同委合意「日本の緊急車両による在日米軍の施設・区域への限定された人道的立入」がある。武力攻撃事態等において、緊急車両が米軍施設・区域を通行するために、地方の米軍施設・区域司令官と同合同委合意に基づく現地実施協定を締結することは可能であると確認したので、同合同委合意に基づく立入を希望する各都県においては、関係市町村とも連携しながら、各米軍施設・区域と、同合同委合意の活用について協議頂きたい。

※「緊急車両」としては、例えば、警察車両や消防車両のほか、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第六十六条3に規定する特殊標章を表示した車両等が想定される。このような車両等による米軍施設・区域への人道的立入を希望する各都県においては、その必要性等について各米軍施設・区域と協議の上、現地実施協定の締結又は見直しを行い、必要な事項を定めておく必要があると考えられる。

4. 米軍施設・区域との連絡窓口

- (1) 国民保護に関する各米軍施設・区域の窓口の問題については、既に政府レベルで在日米軍から提供されたリストに基づき、地方レベルでの議論を行って頂いているところであるが、その議論の中で、米側から提示されたリストにある担当者のみではなく、別の担当者との協議や、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域の更なる連絡体制の強化の必要性について指摘がなされたところである。地方レベルで、各米軍施設・区域の実情に応じて、連絡体制の更なる強化について議論することは望ましいことと考えられるが、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域との間の連絡体制の重要性に鑑み、米側と新たな窓口の設置を検討する場合には、その検討内容について政府に連絡頂きたい。
- (2) なお、米側から提供されたリストに記載された米側の担当者が既に異動して

いた事例があったことから、別添資料のとおり更新されたリストが米側から提供された。今後は、必要があれば、各都県において、米軍施設・区域の担当者との間で、このリストを更新して頂いても差し支えない。